

養護教諭複数配置と男性養護教諭

質問紙調査からの検討：第2報

大野 泰子・永石 喜代子・米田 綾夏・寺田 圭吾・小林 壽子

“ Plural Yogo teachers in a school ” system and male Yogo teacher.

study on questionnaires : second report

Yasuko OHNO, Kiyoko NAGAISHI, Ayaka YONEDA, Keigo TERADA and Hisako KOBAYASHI

Summary

Yogo teachers practice health education widely to support healthy growth of children, which is purpose of school education.

Through questionnaires for Yogo teachers of Mie prefecture, it came out that they wanted plural Yogo teachers system and didn't deny appearance of male Yogo teachers in order to solve diverse health problems and practice health counseling actively.

We studied about plural Yogo teachers system and male Yogo teacher to promote function of Yogo teacher through the questionnaires.

キーワード：養護教諭複数配置，養護教諭の職務，保健室経営

Keywords：Plural Yogo teachers，Function of Yogo teacher，Management of school infirmary

はじめに

社会の急激な変化は、学校教育に大きな影響を与えている。子どもの成育の基本となる家庭基盤の脆弱さから、自己肯定感のなさや心の育ちの弱さに繋がり、いじめ、不登校、喫煙、飲酒、薬物乱用、性の問題行動、生活習慣の乱れ、虐待、ひきこもりなどの健康問題が連鎖している。そして保健室に来室する子どもたちの人数の多さが、この深刻さを物語っている。

養護教諭はこの量的・質的な対応に日々多忙な状況にあり、健康教育を遂行せんと努力している。また現況改善のための手だてとして養護教諭の複数配置を望む声が強いが、現実には進んでいない。

しかし、多様な児童生徒に対応すべく男性養護教諭の役割も大きく期待される場所であるが、現実に配置は少なく、今後のこれらの配置の展望を考察した。

1 複数配置や男性養護教諭に関する現状

平成5年から始まった第6次教職員定数改善計画(高等学校第5次)では30学級以上の学校に対し養護教諭の複数配置を行うこととなり、養護教諭の職制確立後初めて複数配置化の道が開かれた。

文部科学省は1997年保健体育審議会答申で養護教諭の「新たな役割」として、養護教諭の職務の特質や役割から保健室の機能を十分生かし健康相談活動をもって学校におけるカウンセリング機能の充実や心身の健康の保持増進を行うことを提言した。またこの向上方策として、養成課程や現職教育を含めたカウンセリングの力量教育や企画力・実行力・調整能力を身につけ、従来の職務はもとより新たな健康問題に適切に対応できるように養護教諭の複数配置の一層促進を図ることが必要と提言している。¹⁾

第7次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画、第6次公立高等学校教職員配置改善計画(2001年～2005年)が行われ、小学校は851人以上、中学校・高等学校は801人以上、特別支援学校61人以上を複数配置基準となった。また、健康課題のある学校は適切な対応が必要であるとして加配措置が計画された。

しかしながら、今日教育問題では児童生徒の学力低下問題が叫ばれ、学力補填のために必要なマンパワーは教員の定数増中心におこなわれており、その問題の基盤となる児童生徒の心身の健康な発育発達対策を考えた、養護教諭の複数配置の促進による一層の「新たな役割」推進には及ばない状況がある。

1) 全国の養護教諭複数配置の実態

平成19年度文科省学校基本調査から全国の校種別養護教諭数(養護助教諭を含む)は、43,508人である。ほぼ全校配置されており、複数配置は平成13年小学校児童数800人以上の学校で実施され、校種別の養護教諭配置数は19年度学校基本調査によると学校数より小学校1,076人、高等学校で1,368人が多く、複数配置校と考えられる。高等学校、中等学校、特別支援学校において複数配置が進んでいる(表1)ことがわかる。

表1 平成19年度文科省学校基本調査、全国養護教諭配置率、一人当り人数

| | 設置校数 | 養護教諭数 | 養護教諭 配置率 | 設置校 在籍総数 | 養護教諭 一人当り人数 |
|------|--------|--------|-------------|-------------|----------------|
| 小学校 | 22,693 | 23,769 | 104.7 | 7,132,868 | 300 |
| 中学校 | 10,955 | 10,949 | 99.9 | 3,614,552 | 330 |
| 高等学校 | 5,313 | 6,681 | 125.7 | 3,406,343 | 510 |
| 中等教育 | 32 | 38 | 118.8 | 14,902 | 392 |
| 特別支援 | 1,013 | 1,622 | 160.1 | 108,173 | 67 |
| 幼稚園 | 13,723 | 454 | 3.3 | 1,705,408 | 3,798 |

男性の養護教諭は全国で38人であり(表2)、高等学校、特別支援学校に複数配置として在籍するケースが多い。小中学校では養護教諭一人当たりの児童生徒数が300～330人であるが、高等学校では510人であり、特別支援学校では67人である。

表2 平成19年度文科省学校基本調査、全国養護教諭職員者数

| | 養護教諭 (女性) | 養護教諭 (男性) | 養護助教諭 (女性) | 養護助教諭 (男性) | 計 |
|------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------|
| 小学校 | 22,367 | 4 | 1,396 | 2 | 23,769 |
| 中学校 | 10,387 | 3 | 556 | 3 | 10,949 |
| 高等学校 | 6,062 | 8 | 609 | 2 | 6,681 |
| 中等教育 | 30 | 0 | 8 | 0 | 38 |
| 特別支援 | 1,432 | 13 | 177 | 0 | 1,622 |
| 幼稚園 | 347 | 2 | 104 | 1 | 454 |
| 計 | 40,625 | 30 | 2,850 | 8 | 43,513 |

2) 三重県における複数配置状況の意見、男性養護教諭に関する意見を分析する

三重県の平成19年度複数配置校は(表3)、小学校440校中11校(2.5%)、中学校187校中4校(2.1%)、高等学校79校中19校(24%)、特別支援学校14校中7校(50%)、全複数校は41校(5.7%)である。このうち、6校の複数配置校は児童生徒数の枠にとらわれず、児童生徒の心身の健康への適切な対応を必要として3校あり、また市費採用養護教諭による複数配置が3校含まれている。

表3 平成19年度 三重県養護教諭複数配置校の児童生徒数

| 児童生徒数(人) | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
|-----------|-----|-----|------|--------|
| 61～100 | | | | 2 |
| 101～200 | | | | 4 |
| 201～300 | 1 | | | 1 |
| 301～400 | | | 1 | |
| 501～600 | 1 | 1 | 1 | |
| 601～700 | 2 | 1 | 1 | |
| 701～800 | 1 | | | |
| 801～900 | 3 | 2 | 3 | |
| 901～1000 | 2 | | 7 | |
| 1001～1100 | | | 6 | |
| 学校数計 | 11 | 4 | 19 | 7 |

その他の学校において養護教諭は一人配置のため、修学旅行や1ヶ月以内の研修・病気休暇で学校に勤務できない場合に、その補充として「養護教諭支援加配」が2002年から北勢教育事務所管内で先行実施されており、2006年は同様に県下で6名の県費の非常勤講師がステーションとなる原籍校に配属されている。この「養護教諭支援加配」の勤務は週18時間の枠があるが、緊急時の養護職務をサポートしている。また市町によっては市費負担による非常勤講師として勤務する養護教諭もいる。

3) 調査から複数配置状況の意見、男性養護教諭に関する意見を分析する

<調査方法>

- ・質問紙調査時期 2007年9月 実施
- ・対象三重県現職養護教諭 686人(小・中・高校・特別支援学校)を対象に調査した。
- ・調査に当たっては倫理的配慮として、個人が特定されないように無記名の任意調査とした。
 -) データ処理・解析調査の回答は416通 62.3%であった。
 - 質問紙調査のデータは個人的配慮を行い、データ分析する。
 -) 分析：質問紙調査のデータは有効回答として集計し年齢別、経験別、養成校別にクロス集計を行った。

<調査結果>

調査結果から複数配置の経験者養護教諭は113人(27.9%)あり、未経験者は292名(72.1%)であった。複数配置に対する意見は(表3)74.1%が賛成、1.7%が反対であった。

また複数配置経験者のうち、複数配置の反対意見は2名(1.8%)であった。

表3 賛成回答 301人中の理由(複数回答可)

| | 率 | 回答数 |
|------------------|------|-----|
| 養護教諭の職務遂行のため | 77.1 | 232 |
| 一人では多忙のため | 73.1 | 220 |
| 相互啓発のため | 31 | 93 |
| 学校保健の充実・発展のため | 73.1 | 220 |
| 教職員への働きかけの強化のため | 22.9 | 69 |
| 研修・出張などの時間確保のため | 39.5 | 119 |
| 孤独感・ひとりよがりの防止のため | 19.6 | 59 |
| 連帯感の強化のため | 7.6 | 23 |
| 保健学習の参画のため | 39.5 | 119 |
| その他・自由記述 | 13.3 | 40 |

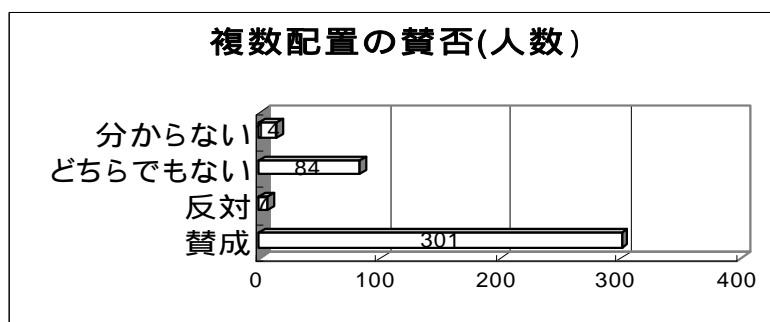


図1 複数配置の賛否

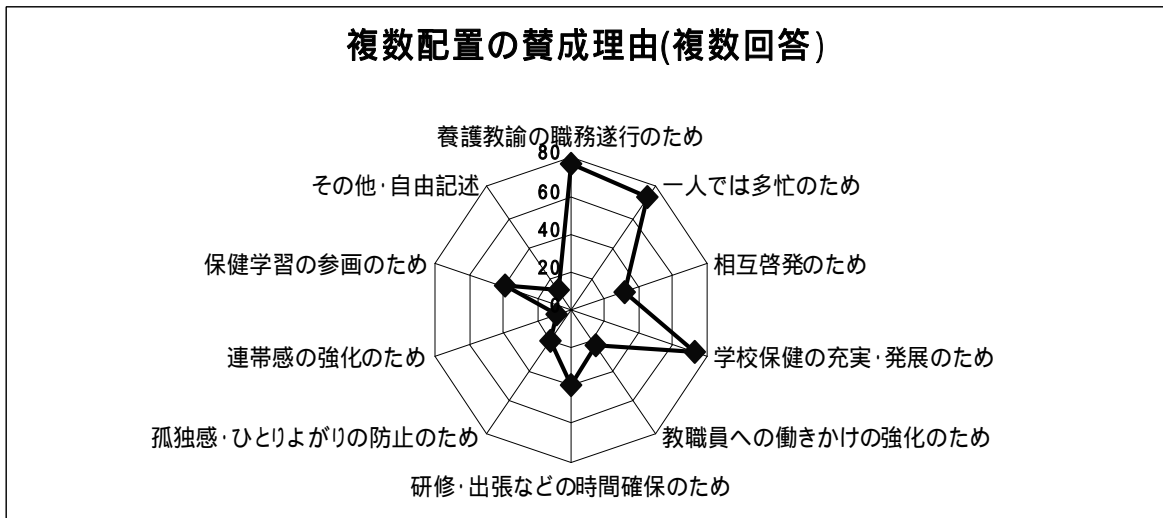


図2 複数配置賛成の理由(率)

複数制の賛成理由は(図4、表3)、「職務追行のため」「一人では多忙」「学校保健の充実発展のため」などの意見が7割を占めていた。

平成13年全国養護教諭連絡協議会が調査した結果から、保健室に来室する児童生徒数が一日平均大規模校では51.9人に及び小規模校にあっても25.3人であった。同時に保健室登校児童生徒をかかえる中学校は45.5%に及んでおり、いじめや心身症の対応で健康相談活動は大規模校では94.6%が実施している報告がある。²⁾

複数配置による反対理由は(表6)であるが、考え方の相違からくる「感情的な対立」と「人間関係問題」より、どの規模の学校であっても現状は深刻な職務内容から、複数配置を切実に要望していることがわかる。

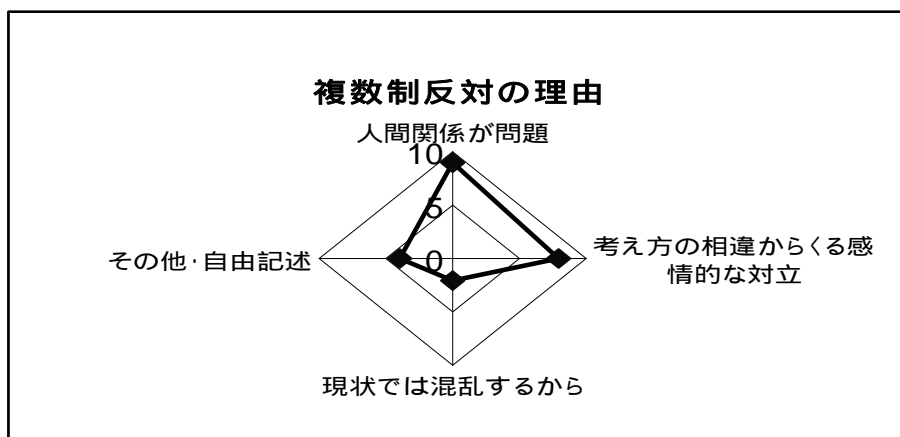


図3 経験者の複数配置反対理由(人数)

表4 複数配置について自由記述の意見(抜粋)

| | |
|---|----|
| 多人数に対応するには一人では限界がある。一人ひとりにていねいに気持ちをかけていきたい。保健学習へも参画していきたい。 | 8人 |
| 迷った時や悩んだ時の判断は、同じ職種の人がいってくれることはプラスになる | 7人 |
| 子どもにきめ細かく対応するためには、複数の養護教諭が必要である | 6人 |
| 児童数の多いところは複数が必要。500人以上なら、市費採用で複数化して欲しい | 4人 |
| 子どもたちにとって安心できる場所を確保するには複数配置が必要である | 4人 |
| 多忙な毎日で、時間のゆとり確保は子どもの対応のためにも複数配置が必要です。ただし、お互いが支え合い高めあう存在でないと複数の意味がない。 | 3人 |
| 規模によっては、複数配置がないと健康教育は十分できないと思う。 | 2人 |
| 保健室登校や荒れている子、休養させる子、ADHDの子など多様な生徒を一人で一つの教室で見るとも難しくなっている。(複数であれば) | 2人 |
| 職種性から一人では対応困難な(複数の業務を掛け持ちしながら同時進行で救急時の対応も行わなくてはならない)ことも多々あります。何かあっても休みがとりにくく多忙で、自分の健康管理も(子どもたちにも影響する)疎かになりがちです。 | 2人 |
| よい面も多いがこれまで単独でしていたので、同じ方向に力を注ぐことができればよいが、それぞれのやり方、意見のくい違い等歩みよることができない場合もある。難しい面がある。 | 2人 |
| 通常、研修や出張に出ることは多忙で困難です。夏休みに出られるくらいです。 | 1人 |

本学では養護教諭養成課程の男女共学化を平成5年から実施し、累計37名の男性養護教諭免許を交付した(図4)。免許取得後現在養護教諭として県下の学校勤務者は、現在中学校複数校講師1名、本学助手1名がおり、全体の採用枠が少ないことと、教育現場ではほとんど女性が占めているため、男性養護教諭の職務上のメリットについての想像がつかず、理解されないことから県内では採用は難しい状況が続いている。

調査結果から男性養護教諭と複数配置制で働いた経験のある者は3名あり、経験者は対応における父性のメリットや児童生徒に対する良好な指導対応から、採用は必要であると答えている。

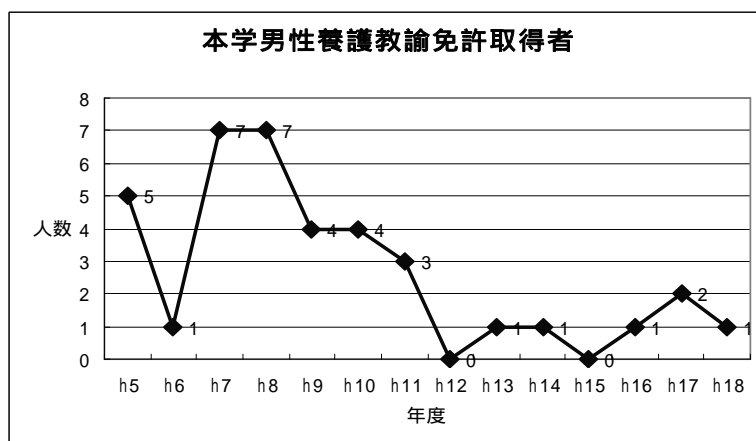


図4 男性養護教諭面鏡取得者数(人数)

男性養護教諭の今後の採用については(図5)、ぜひ必要・必要が145人(38.5%)を占め、無理は24名(6.4%)であった。またこの質問にはどちらでもないと答えた人が211名(56.1%)であり、関心がないこと、まだまだ想像ができず実感がないと思われることがわかる。

自由記述による男性養護教諭に対する意見は(図6)、ぜひ必要・必要の肯定的意見はどの年齢階層における割合もほぼ同数であったが、否定的な意見は少数であるが年齢が高くなるほど多かった。

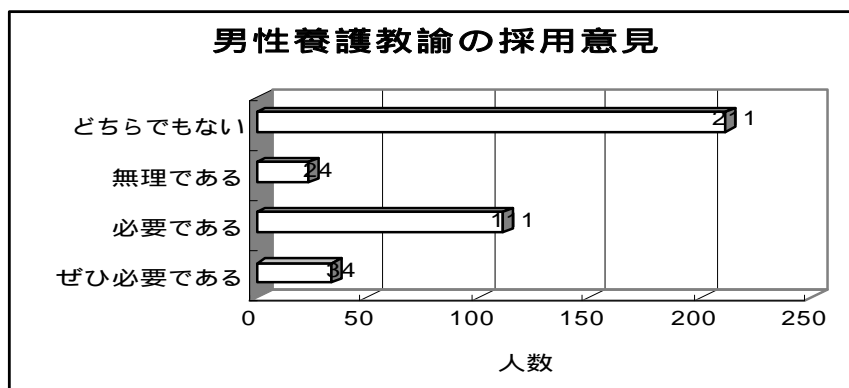


図5 男性養護教諭採用意見

自由記述の意見では、複数配置や男子校であれば可能という意見が26%を占めた。

職業上性差はない、男性だからできる役割がある、性差より人間性、父性、思春期の男子生徒に対応できる、子どもが相談者を選べたらなどの肯定的な意見があった。

逆に否定的な意見は、性的な対応の配慮の問題が9.2%あった。職務上の健康診断やアセスメントにおける触診が性的な誤解を招かないか、母性で対応できる、初経生理の相談ができない、などが主な意見であった。これらの意見は男性の職業に対する認識が一部の閉鎖的な考えから、心配だから拒否する等根拠に乏しい結果となった。

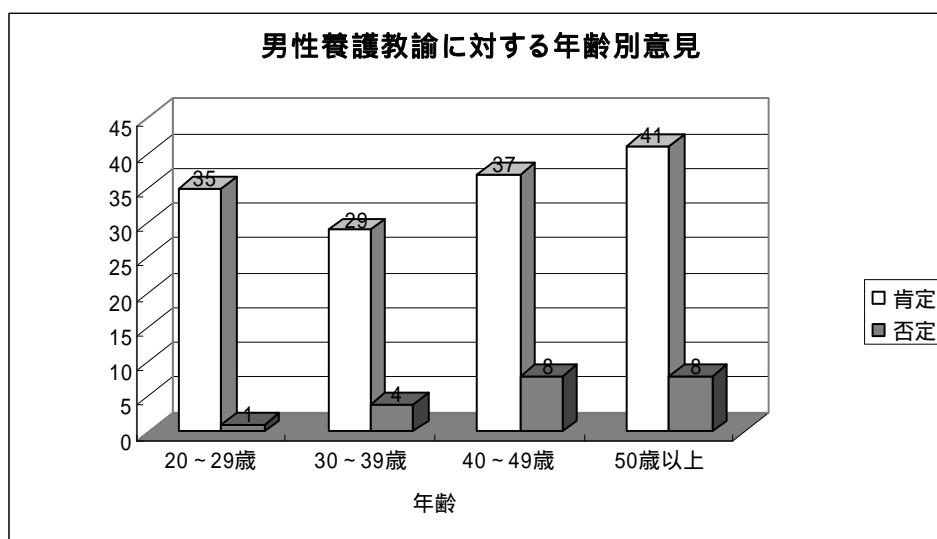


図6 男性養護教諭採用についての意見(人数)

表5 男性養護教諭について自由記述(抜粋)

| | |
|---|-----|
| 男子の生徒は同性だから相談しやすいところがあるので、必要と思うが、現実的には男子校か、複数配置校しか勤務ができないと思う。 | 62人 |
| 職業上男女差別になる、性差に関係なく採用すべき | 25人 |
| 小学校高学年や中高の女子対応に難しいものがある、身体測定、内科検診 | 14人 |
| 男性にしかできないことがある、父性、力仕事、性教育 | 12人 |
| 生徒対応に女性・男性どちらも必要である、工夫したら問題はクリアできる | 8人 |
| 子どもが選べ、どちらも関わりを求めたりできるよう両性欲しい | 7人 |
| 男性保育士や男性看護師、男性産婦人科医もいる、認知されたら増えてくる | 7人 |
| セクハラになる危険性がある、ボディタッチなど | 7人 |
| 男性でも職務上大きな問題はない、男性の取り組みも必要 | 5人 |
| 養護教諭は母性の強い職種である | 5人 |
| 女性ばかりの中に違った目で見てもらえる | 5人 |
| 初経指導が難しい、生理の相談 | 3人 |
| 養護教諭は女性というのは刷り込みである、関係ない | 2人 |

2 複数配置経験者と未経験者との比較

養護教諭複数配置経験者と未経験者の意見には差がなく、経験に関係なく、養護教諭複数配置を希望していることがわかった(表6)。

複数校の反対理由となる「考え方の相違からくる感情的な対立」と「人間関係」により複数配置が効果的に行われないことがあっても、複数配置制を否定はしていない。これは学校現場の多忙な執務状況から、人間関係や感情問題は多少あっても(1.8%)、複数スタッフで保健室経営を行うことのメリットを求めている現れ(98.2%)である。

男性養護教諭の採用の可能性は、複数校や男子校であれば、性的な配慮の伴う執務内容をトラブルが少なくできるという意見が多かった(表5)。

また現職養護教諭の複数配置校の経験に関係なく(表6)、男性養護教諭の採用に賛成が多数あったが、しかし強い反対意見もある。この反対意見は複数による連携で、教育者としてのそれぞれの協調性や人間性、職務への情熱があれば、複数制をプラスにできる問題である。

表6 経験者の複数配置・男性養護教諭に対する考え

| 複数配置経験者 | 113人 | 未経験者 | 292人 |
|----------|-------------|----------|-------------|
| 複数配置賛成 | 111人(98.2%) | 複数配置賛成 | 287人(98.2%) |
| ” 反対 | 2人(1.8%) | ” 反対 | 5人(1.7%) |
| 男性養護教諭賛成 | 106人(93.8%) | 男性養護教諭賛成 | 275人(94.2%) |
| ” 無理 | 7人(6.2%) | ” 無理 | 17人(5.8%) |

3 養成課程校による比較

表7 養成課程校別複数配置意見

| | 賛成 | 反対 | どちらでもない | わからない | 総計 |
|--------------|-----|----|---------|-------|-----|
| 短期大学 | 203 | 6 | 64 | 11 | 284 |
| 4年制大学(教育系) | 31 | 15 | | 1 | 47 |
| 4年制大学(看護系) | 10 | | 1 | | 11 |
| 4年制大学(福祉系) | 5 | | | | 5 |
| 大学院 | | | | | |
| 看護師免許+1年過程養成 | 35 | | 1 | 1 | 37 |
| その他 | 8 | | 2 | 1 | 11 |
| | 292 | 21 | 68 | 14 | 395 |

養成課程の如何にかかわらず、複数配置校の経験者は3割ほどであった。

複数配置について、4年制大学(教育系)養成課程者は反対の回答が32%であり、また短大・4年制(看護系)養成課程の回答は2%程度が反対であった。養成校に関係なく、ほとんどが来室者の多い多忙な執務内容から複数配置を望んでいることがわかる。また短大養成課程の回答は、複数制の賛否はどちらでもないと23%が答え、小規模校の勤務が多く、また養護教諭の構成年齢では40歳以上が大半を占めていることから、関心度が低い設問になっていると考えられる。

複数配置のメリットの考え方は(図7、表8)、4年制大学(看護系)では「学校保健の充実・発展」と答えが多く、他の養成に比べ「教職員の働きかけ強化」や「連帯感の強化」が多かった。

短大養成課程では「養護教諭の職務遂行のため」、「一人では多忙」、「学校保健の充実・発展」が多く、逆に「相互啓発のため」の答えは少なかった。

4年制大学(教育系)は「養護教諭の職務遂行のため」、「一人では多忙」が多いが、「教職員の働きかけ強化」は少ない傾向であった。

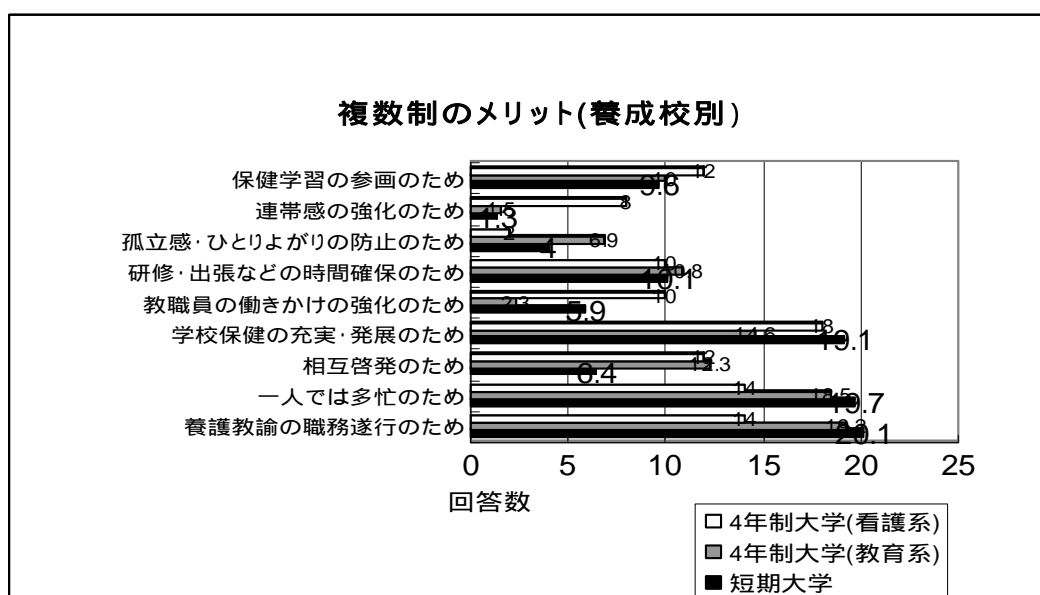


図7 養成校別複数制のメリットの考え(回答数)

表8 養成校別複数制のメリットの考え(率)

| | 短期大学 | 4年制大(教育系) | 4年制大(看護系) |
|------------------|------|-----------|-----------|
| 養護教諭の職務遂行のため | 20.1 | 19.2 | 14 |
| 一人では多忙のため | 19.7 | 18.5 | 14 |
| 相互啓発のため | 6.4 | 12.3 | 12 |
| 学校保健の充実・発展のため | 19.1 | 14.6 | 18 |
| 教職員の働きかけの強化のため | 5.9 | 2.3 | 10 |
| 研修・出張などの時間確保のため | 10.1 | 10.8 | 10 |
| 孤立感・ひとりよがりの防止のため | 4 | 6.9 | 2 |
| 連帯感の強化のため | 1.3 | 1.5 | 8 |
| 保健学習の参画のため | 9.6 | 10 | 12 |

5 今後の課題、本学の現状を含めて

1) 現職の調査結果から

養護教諭が複数配置は、保健室や学校間で対応のゆとりやいつでも保健室に養護教諭の姿が見える等の安心感が、学校全体に大きな影響を与えていると考える。

そして現職の8割近い養護教諭は、複数配置を望んでいることがわかった。学校の規模に関わらず、養護教諭の職務遂行、学校保健の充実・発展、一人では多忙、保健学習参画、研修出張の時間確保の理由で日頃悩み、複数配置を希望している。

保健室来室者の対応数が許容量を越え、それでも職務遂行・学校保健の充実に願い、日々努力を惜しまず孤軍奮闘している有様をうかがうことができる。

過去に大規模校で複数配置が行われた学校において、養護教諭同士の意見の対立や人間関係の難しさが職務のマイナス面で評価され、女性同士、養護教諭の協力が難しい、複数配置は無理と言われたことがあった。しかし今調査においては複数配置を経験した養護教諭からも積極的な推進の意見が出されており、多忙多様な職務の遂行のためプラスに行われていることが理解できる。

男性養護教諭については多様なかわりの必要性から、ぜひ必要・必要が4割近く肯定的な意見であった。しかし6割近くがわからないと答えており、違和感や性差別意識が先行する結果となった。

男性養護教諭が職務を円滑に行うためには、男女の養護教諭複数制が望ましいと答えている。

今調査は養護教諭側にとどまったが、北海道教育大学の津村らの「児童生徒による男性養護教諭に対する意識調査」によると3) 男子生徒では男女どちらでもよいという意見が73.9%あり、男性養護教諭を望む答えは10.5%、女性養護教諭は15.6%であった。女子生徒では女性養護教諭を望むものが79.4%で、どちらでもよいは19.7%、男性がよいは0.3%であった。

女子生徒が男性養護教諭を対応で希望しないのは、触診や体重測定、体の相談であるが、内容によっては「怪我の手当て」「病気の対応」などでは性差がなかった。

女性養護教諭は女性側の意識で判断するが、男性側の意識では男性養護教諭を望む児童が多い結果

となった。

本学男性学生の養護実習では、男子児童に対し「精通・夢精」や「二次性徴による変化」を効果的に保健指導し、また実習中に日頃訪れない男児が保健室に相談に来るなど、女性養護教諭にない親近感や男性を意識し求める結果となった。また本学保健管理センター勤務の男性養護教諭(助手)は、健康相談活動を中心に複数配置のもう一人の女性養護教諭(助手)と共に対応を協力して行い、多様な相談に効果をもたらしている。

今日求められる健康相談活動では、児童生徒の心のつまずきに多様なかわりが求められ、男性養護教諭のプラス部分を積極的に生かし、存在意義を示していくことが今後の採用を増やしていくことに繋がると考える。児童生徒の多様なニーズに対応できる男女複数養護教諭制の意義は大きく、今後推進が望まれる。

2) 学校保健法の改正と複数配置の促進

2008年学校保健法の改正が予定されており、養護教諭の健康相談活動における対応の権限や役割を法に制定し明確化していく方向性が示されことになっている。

求められる「養護教諭の新たな役割」を果たすためには、養護教諭の資質向上のための研修の充実が必須である。円滑な役割追行のためには、条件整備(学校体制づくり、学校内外の連携、保健室の整備等)を必要としている。児童生徒へのきめ細かな対応のために児童生徒数だけに関わらず複数配置を必要とする。

とりわけ健康相談活動では多様な対応が求められることから、男性女性の複数配置は男女両性の視点が、これまで見えていなかった子どもの姿や、自身で自己解決を余儀なくしていた悩みをより受容し解決できることになる。今後は男女ともにその特性を生かして保健室経営を行うことが、養護教諭の新たな役割の実践であるといえる。

また愛知教育大学の後藤らの研究から、複数配置は養護教諭自身の人間性や教師性、養護教諭観、教育観、指導観などが試される時といえる。専門性を高めあうようなかわりが出来れば、連携協力の方向に生かされていくことになる。同一職種の連携による効果が、保健室経営の改善にも繋がり、学校保健の推進になっていくと考えられる。⁶⁾

養護教諭の職務はこれまでの受動的な内容から、能動的な内容に健康教育を実施することが求められている。今後は保健室が学校保健活動を動かす生涯の健康づくりのステーションをとして位置づけられ、養護教諭が主となって複数のスタッフとカウンセラーや栄養教諭、学校医・学校歯科医学校薬剤師などのそれぞれの専門家が協力していく方向性が必要である。

健康教育が学校規模単位で地域に根付いて展開していくことのプロローグが、まず養護教諭の多様な複数制度の推進からといえる。

3) 複数配置の有効性と力量

養護教諭は保健室の児童生徒の対応があり、この対応こそ養護教諭として血の通う保健指導や保健学習の実践のベースとなる。また健康教育の実践が今日的な心身の健康問題の改善に繋がるものであり、健康管理面のみならず生きる力を付けさせる源であるといえる。

文部科学省は養護教諭の救急処置、保健指導などの従来保健室で行われた職務のみならず、今後は児童生徒の心身の健康問題等様々な場面で専門性を生かした相談活動や指導にも適切に対応する必要

があるとして、第8次定数改善を今後実施していくとしている。

平成10年全国養護教諭教育連絡協議会が複数配置の望ましい学級数・人数を調査した結果、7～12学級、400人～599人の回答が多かったといわれる。²⁾

35人学級12クラス児童生徒数420人以上を複数配置と試算した場合、本県で実施するならば251校が対象になり、さらに217人の養護教諭の配置が必要となる。

全ての人が心身共に健康で生涯を暮らすために、第一次予防対策として健康教育は大きな役割があり、学童期における学校健康教育の実践は意義があるところである。

養護教諭が保健学習に参画し、イニシアチブを取って積極的に保健室経営を実践していくためにも今後複数配置を進めていく必要がある。また、養護教諭一人でなく、学校全体が児童生徒の健康教育を意識して推進できるような構内体制の構築も求められると考える。また協力者なしでは行えなかった健康教育が、養護教諭の複数体制になり学校教育を動かすことが現実に行われ、効果的に実践されている学校が多数ある。

一方、養護教諭は学校保健の専門家として学校に存在はするが、教育の「養護」面が「教授」を中心とした教員が大勢の中では発揮するところがないままになっている学校もあるのではないだろうか。

複数配置は単独配置に比べその養護教諭の職務に対する考え方が問われるが、安易に複数になれば職務が半減するという考えに陥り、本来期待される職務も増え、判断力・実行力・企画力において視野の広い学校保健の展開が求められ、また実施可能にならなければならないが、実践できていないのではないだろうか。複数配置による効果を増すためには、応急処置や健康相談活動、保健学習保健指導力、組織活動、地域連携など、それぞれが必要な個人的な力量形勢・研鑽が求められてはじめて、複数制が効果的に行うことができる。このことについて、養成教育において今後対応できる教育を行うことが求められる。

今調査では養護教諭側の意見の考察を行ったが、学校の中で管理職をはじめとする他の教職員等の学校側の因子も、複数配置や男性養護教諭の配置を有効的な実施に導くために影響するものである。学校側の因子の影響を良好にしていくため、是非にも複数養護教諭や男性教諭の配置による学校保健の良好な実践を客観的に評価していかなばならない。

そしてさらに具体的に養護教諭複数制が学校保健の原動力となるため、保健室経営の確たるビジョンを持ち、示していくことにより生涯の健康生活に繋がる学校保健を推進することができると思う。

おわりに

養護教諭の複数配置は以前より行われていたが、複数制の効果が職務に生かせないことが制度の広がりブロックしていた。今調査により、多忙な職務内容が伺え、それぞれの養護教諭が新たな役割遂行のため自己研鑽すると同時に、実施をより可能にするため複数養護教諭制度を望んでいることがわかった。心身ともに子どもに向き合った教育を展開していくためには、複数配置の促進は遠い理想の夢物語ではなく、現実化推進は重要なことである。

養成教育に携わるものとして、健康で生き甲斐のある人生の未来予想図が描けるような健康教育ができる養護教諭養成を展開していかなければならないと強く感じた。

また男性養護教諭は本学卒の有資格者が37人おり、今後多様な複数制度進展のため活躍を期待したい。また続く道を先行して行ってほしいと願う。

【註】参考・引用文献

- 1) 三木とみ子：養護概説 ぎょうせい 女子栄養大学
- 2) 安藤節子：教職員配置及び定数のあり方について－養護教諭の配置について－ 教職員配置及び定数のあり方に関する調査研究協力者会議資料 全国養護教諭連絡協議会 2006年6月
- 3) 津村直子、山田玲子：男性養護教諭に対する意識調査 小中高校生を対象に 日本学校保健学会 vol. 48, suppl, 2006 北海道教育大学
- 4) 田邊太郎、古賀由紀子：男性養護教諭に対する意識調査、日本養護教諭教育学会 第15回 学術集会 2007年10月 佐賀市鳥栖工業高校、九州看護福祉大学
- 5) 船木雄太郎、木村龍雄：「男性養護教諭」に対する意識調査 第49回近畿学校保健学会抄録集 2002、大阪箕面養護学校
- 6) 後藤ひとみ：複数配置の現在までの歴史的流れ 愛知教育大学
- 7) 遠藤伸子：養護教諭複数配置に期待すること 帝京平成短期大学看護学科
- 8) 学校現場の諸問題に対応する教職員配置 加配職員の定数 文部科学省 2006年6月
- 9) 平成19年度学校基本調査 学校数在学数本務教員数 文部科学省
- 10) 平成19年度三重県学校統計